

奥 長 第 1598 号

令和 7 年 1 月 20 日

各介護保険施設・事業所等管理者 様
各高齢者関係施設管理者等 様

奥州市福祉部長寿社会課長

介護保険施設における事故報告についての一部改正について

このことについて、岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の一部改正は、令和 7 年 1 月 7 日より適用されておりますので、本通知日以後については、下記に記載の事故報告書の様式により報告願います。

なお、本通知については、奥州市内に所在する介護保険施設・事業所及び高齢者関係施設の管理者宛に通知していることを申し添えます。

記

1 事故報告書の様式

別紙【様式】事故報告書（事業者→奥州市）のとおりとします。

※ 事故報告内容の確認等のため、今回の県通知の様式に、当該報告書の報告（記入）者の氏名、役職、連絡先を追加していますので、記載の上報告してください。

2 様式改正内容の概要

(1) 選択式の項目については、チェックボックス形式に修正

(2) 市町村が独自に収集したい情報を追加できるよう、独自項目追加欄・独自選択肢欄を作成（奥州市では現在、独自追加欄は使用していません。）

3 報告を要する事故等

令和 6 年 11 月 29 日付け厚生労働省老健局関係各課連名通知「2. 報告対象について」で示されている事故（死亡に至った事故、医師の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故）については、原則として全て報告することとし、その他の事故については、今回一部改正された平成 19 年 1 月 24 日付け長第 711 号「介護保険施設における事故報告について」の「1 報告を要する事故等」と「2 感染症に係る取扱い」示している事故等とします。

4 事故報告書の報告期限

(1) 第 1 報は、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に、少なくとも別紙様式内の 1 から 6 の項目までについて可能な限り記載し提出すること。

死亡事故など重大な事故報告については、事故発生後速やかに電話で第1報を連絡したうえで、事故報告書（第1報）を提出すること。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(3) 事故処理が済み、事態が終結した場合は、事故報告書（最終報告）により報告すること。第1報と最終報告が同時となる場合は、最終報告として報告すること。

5 事故報告書の報告（提出）先

奥州市福祉部長寿社会課

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所内

電話：0197-34-2197（介護給付係直通）

Eメール：chouju1@city.oshu.iwate.jp

※ 今回の改正で事故報告書の提出は、「原則、電子メール等の電磁的方法により行うもの」とされたことから、本市においても電子メール等での受付を開始いたしますが、事故報告書には多くの個人情報が含まれているため、電子メールで提出する場合は、提出ファイルにパスワードを付して提出してください。パスワードの無いメール及びファックスによる報告は不可とします。電子メールでの提出が難しい場合は、これまでと同様に、郵送又は持参により提出してください。

開封用パスワードは、初回提出時に長寿社会課宛に電子メール等で連絡してください。次回以降は、変更の連絡がない限り、初回に連絡したパスワードを設定して提出してください。

提出ファイル名は「事故報告（事業所名、R070101（事故発生日）」としてください。同日に複数の事故があった場合は、発生日の後に事故の種別を追記してください。

6 事故報告に係る留意事項

介護保険施設等において介護サービス提供時に事故が発生した場合は、基準等に規定されているとおり、速やかに市町村、入所者の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされております。

しかしながら、近年、入所者のご家族等から、「事業所等からの連絡が遅い。」など事故報告に関する相談苦情が市へ寄せられることがありますので、事故が発生した場合は、入所者のご家族等へ速やかに連絡をするようお願いいたします。

7 その他

本通知、改正後の事故報告書の様式等は、奥州市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）と奥州市ケア倶楽部にも掲載しますので、ご活用ください。

【担当：介護給付係 高橋、福田 Tel0197-34-2197】